

# 第 1 章 総 則

## (目的)

第 1 条 就業規則第25条の定めにより従業員の退職金について定める。

## (原則)

第 2 条 退職金は、従業員の長年にわたる貢献が会社の利益という成果に結びついたときに、その成果の一部をもってその貢献に報いるために支給するものである。従って退職金は単なる労働の対価ではないし、既得権とはならない。退職金の支給を望む全ての従業員は、退職金支給の原資を確保するために、相協力して、会社の利益の確保に努めなければならない。また会社は、この規程の範囲に止まらず、より困難な部署をより長く担当した者にはより多くの退職金を支給することを目指す。

## (適用範囲)

第 3 条 この規程は、原則として、就業規則第 2 条により就業規則を適用することとされた全ての従業員に適用する。ただし、勤続 3 年に満たない者には退職金を支給しない。

## 第2章 退職金

(退職金の種類)

第4条 退職金の種類は次の通りとする。

- (1) 退職金
- (2) 特別慰労金

(退職金)

第5条 会社は、原則として、勤続2年を経過し、その後も勤続が見込まれる従業員全員を中小企業退職金共済制度に加入させる。

- 2 掛金は全額会社が支払うものとし、原則として、掛金の額は従業員の等級に応じて次の通りとする。但し、状況の変化により掛金の額を変更することがある。

等級	掛金
5 級	15,000円
4 級	10,000円
3 級	7,000円
2 級	6,000円
1 級	5,000円

- 3 退職金は、中小企業退職金共済制度の規程により、直接退職した者に支払われる。会社は掛金の支払い以上の義務を負わない。
- 4 従業員は、第1項の加入を拒むことができる。この場合にあって、それに代わる特典を要求することはできない。
- 5 次の各号の一に該当するときは第2項の掛金の額を変更し、又は脱退させる。
  - (1) 経営状況の変化等の事由により掛金の支払いが難しいと会社が判断したとき
  - (2) 等級変更等により要件が変わったとき
  - (3) 懲戒処分を受けてもなお改悛の情が認められないとき
  - (4) 必要な手続きに協力しないとき
  - (5) 中小企業退職金共済制度の加入要件を満たさないとき

掛金5,000円で40年間掛けた場合は約2,959千円を受け取ることができます。生涯平社員であった社員の退職金目標額を約300万円とすれば、退職金は中退共のみでOKです。また、仮に順調に出世すると5,176千円を受け取ることができます。なお、勤続40年以上の者または順調に出世した者が懲戒免職になるケースは少ないと考えられますが、この退職金は懲戒免職となった者にも支払われます。

(特別慰労金)

第6条 就業規則第57条第1項第1号の規程により長期傷害保険の被保険者である3級職以上の従業員が定年または整理解雇等の会社都合により退職し、解約返戻金が発生したときは、解約返戻金の一部(最大50%)を特別慰労金として支給する。

- 2 就業規則第57条第1項第2号の規程によりガン保険の被保険者である4級職以上の従業員が定年または整理解雇等の会社都合により退職し、解約返戻金が発生したときは、解約返戻金の一部(最大50%)を特別慰労金として支給する。
- 3 特別慰労金は困難な職位を長年務めた従業員の貢献に報いるために特別に支給するものであり、勤続30年に満たない者、3級職以上とならなかった者、自己都合退職した者及び懲戒処分により解雇された者には支給しない。また、解約返戻金が発生しなかった従業員は、それに代わる退職金を請求できない。
- 4 前項の規定にかかわらず、会社が特別の貢献を認めた従業員には特別慰労金を支給することがある。

勤続40年の場合には、長期傷害保険の解約返戻金が4,231千円ほど、ガン保険の解約返戻金が

2,093千円ほど見込めます。3級職以上にならなかった者や自己都合退職した者の解約返戻金は全額を運転資金とし、順調に出世して十分に会社に貢献したケースでは半額を運転資金、半額を特別慰労金として支給します。全額損金計上できる商品のみを使用するため、退職金としての位置付けをぼかして表現しました。なお、就業規則は権利・義務の判断基準を決めたものであり、これ以上を支払うことを規制するものではありません。

(支払方法)

第7条 退職金及び特別慰労金の支払方法は次の通りとする。

- (1) 第5条に規程する退職金の支払方法は中小企業退職金共済制度による。会社は必要な手続きを行う。
  - (2) 第6条に規定する特別慰労金の支払方法は、保険会社から会社に解約返戻金が振込まれた日から30日以内に、従業員が指定するひとつの銀行口座に所定の金額を振込む方法により支払う。
- 2 前項第2号の場合にあって、特別慰労金支給の日に囑託として勤務する者の振込先は賃金の振込先とする。

## 第3章 附 則

( 施行 )

第8条 この退職金規程は、平成16年1月1日より施行する。

( 適年の解約 )

第9条 この退職金規程の施行に伴い明治生命と契約した従前の適格退職年金契約を解約し、以降適格退職年金制度を廃止する。

( 従前の退職金の扱い )

第10条 この規程施行前の期間の適格退職年金制度による退職金は、第11条の解約に伴って発生する解約返戻金の全額を各従業員に支払うことにより清算する。

2 前項の清算金額は明治生命との手続終了後速やかに各自の賃金振込口座に振込む方法で支払う。

( 取扱 )

第11条 会社が許可した場合又は法令の定めによる場合を除き、この就業規則及び関連文書のコピー及び持ち出しを禁止する。

2 会社が許可した場合又は法令の定めによる場合を除き、この就業規則及び関連文書の内容を社外の第三者に洩らしてはならない。

( 周知 )

第12条 会社は、説明会等によりこの就業規則及び関連文書の内容をその対象となる従業員に周知させるように努める。

2 会社は、この就業規則及び関連文書を所定の保管場所に保管し、保管場所において希望する従業員に自由に閲覧させる。